税務相談室

確　定　申　告

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問１　妻には源泉分離課税を選択している配当所得が80万円程ありますので、配偶者控除はしないで確定申告をしました。聞くところによると、この場合には配偶者控除ができるそうですが、今からでも申告を直すことができますか。

回　答　更正の請求によって配偶者控除は認められます。

確定申告の内容に誤りがあった場合の訂正の仕方については、増額の場合は修正申告を、減額の場合は更正の請求をすることになっています。

あなたの場合、奥さんが控除対象配偶者に該当する（源泉分離課税を選択した配当所得は控除対象配偶者の前提となる同一生計配偶者の判定に当たって、その配偶者の合計所得金額には含まれない）にもかかわらず、配偶者控除をしなかったということですから、確定申告書の提出期限から５年以内に、所轄の税務署長に更正の請求をしてください。

この更正の請求ができるのは、当初の申告書に記載した所得金額や税額の計算が、税法の規定に従っていなかった場合と、計算の誤りによる場合に限られていますから、その適用が納税者の選択に委ねられている特例事項の適否などは更正の請求の対象にはなりません。例えば、医師が、社会保険診療報酬について租税特別措置法第26条の規定の適用をしないで申告した場合、後日になって同法同条の適用を受ければ有利になることが分かっても、この場合には更正の請求は認められませんから、ご注意ください。